**選挙運動用自動車運送契約書**

収 入

印 紙

**（ ハイヤー方式 ）**

　（選挙候補者氏名、※戸籍名。通称名不可。）　　　　　（以下「甲」という。）と（業者等氏名又は名称）〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲が　　年　　月　　日執行（予定）の安八町　　　選挙の選挙運動のために使用する自動車の運送について、次のとおり契約する。

※候補者名は候補者届出と一致させる。

１　使用目的

　　甲は、安八町議会議員及び安八町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条第１号の規定により、選挙運動のための自動車として使用する。

２　使用車種及び登録番号

３　契約期間　　　年　　　月　　　日　～　　　　年　　　月　　　日

　　※立候補届出の日から選挙期日の前日まで＝選挙運動期間を記載

４　契約金額　　金　　　　　　　　　　　円（※消費税を含む）

　　　　　　　（内訳　１日につき　　　　円（税込）×　　日間）

５　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により安八町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、安八町議会議員及び安八町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例により安八町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が安八町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により安八町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

６　その他

　　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

　　この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

　　　年　　　月　　　日※契約は告示日前でも可能

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲（候補者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（※戸籍名。通称名は不可。）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　（業者等）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　印

**選挙運動用自動車賃貸借契約書**

収 入

印 紙

**（ 自動車の借入れ ）**

　（選挙候補者氏名、※戸籍名。通称名不可。）○○○（以下「甲」という。）と（業者等氏名又は名称）〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲が　　年　　月　　日執行（予定）の安八町　　　選挙の選挙運動のために使用する自動車の賃貸借について、次のとおり契約する。

※候補者名は候補者届出と一致させる。

１　使用目的

　　甲は、安八町議会議員及び安八町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条第２号アの規定により、選挙運動のための自動車として使用する。

２　使用車種及び登録番号

３　契約期間　　　年　　　月　　　日　～　　　　年　　　月　　　日

　　※立候補届出の日から選挙期日の前日まで＝選挙運動期間を記載

４　契約金額　　金　　　　　　　　　　　円（※消費税を含む）

　　　　　　　（内訳　１日につき　　　　円（税込）×　　日間）

５　使用上の義務等

　　甲は、法令に従い当該自動車を運行する義務及び乙の定める約款に従う義務を負う。

６　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により安八町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、安八町議会議員及び安八町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例により安八町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が安八町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により安八町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

７　その他

　　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

　　この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

　　　年　　　月　　　日※契約は告示日前でも可能

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲（候補者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（※戸籍名。通称名は不可。）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　（業者等）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　印

**選挙運動用自動車燃料供給契約書**

収 入

印 紙

**（ 燃料の供給 ）**

　（選挙候補者氏名、※戸籍名。通称名不可。）○○○（以下「甲」という。）と（業者等氏名又は名称）〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲が　　年　　月　　日執行（予定）の安八町　　　選挙の選挙運動のために使用する自動車の燃料供給について、次のとおり契約する。

※候補者名は候補者届出と一致させる。

１　供給する期間　　　年　　　月　　　日　～　　　　年　　　月　　　日

　　※立候補届出の日から選挙期日の前日まで＝選挙運動期間を記載

２　供給場所

　　　所在地　〇〇町村△△□□番地

　　　名　称　株式会社〇〇石油

３　供給を受ける自動車の車種及び登録番号

４　契約金額　　金　　　　　　　　　　　円（※消費税を含む）

（単位１リットル当たり　　円（税込）とし、期間中の供給総量に単価を乗じて得た金額とする。）

５　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により安八町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、安八町議会議員及び安八町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例により安八町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が安八町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により安八町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

６　その他

　　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

　　この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

　　　年　　　月　　　日※契約は告示日前でも可能

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲（候補者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（※戸籍名。通称名は不可。）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　（業者等）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　印

**選挙運動用自動車運転手契約書**

収 入

印 紙

**（ 運転手の雇用 ）**

　（選挙候補者氏名、※戸籍名。通称名不可。）○○○（以下「甲」という。）と（業者等氏名又は名称）〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲が　　年　　月　　日執行（予定）の安八町　　　選挙の選挙運動のために使用する自動車の運転について、次のとおり契約する。

※候補者名は候補者届出と一致させる。

１　業務内容

　　公職選挙法に定める選挙運転用自動車の運転

２　契約期間　　　年　　　月　　　日　～　　　　年　　　月　　　日

　※立候補届出の日から選挙期日の前日まで＝選挙運動期間を記載

３　運転する車の車種及び登録番号

４　契約金額　　金　　　　　　　　　　　円（※消費税を含む）

　　　　　　　（内訳　１日につき　　　　円（税込）×　　日間）

５　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により安八町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、安八町議会議員及び安八町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例により安八町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が安八町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により安八町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

６　その他

　　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

　　この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

　　　年　　　月　　　日※契約は告示日前でも可能

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲（候補者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（※戸籍名。通称名は不可。）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　（業者等）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　印

**選挙運動用ビラ作成契約書**

収 入

印 紙

　（選挙候補者氏名、※戸籍名。通称名不可。）○○○（以下「甲」という。）と（業者等氏名又は名称）〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲が　　年　　月　　日執行（予定）の安八町　　　選挙の選挙運動のために使用する選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約する。

※候補者名は候補者届出と一致させる。

１　規格及び枚数等

　(1) 規　　格

　(2) 枚　　数　　　　　　　　　　枚

　(3) 納 期 限　　　　年　　月　　日

２　契約金額　　金　　　　　　　　　　　円（※消費税を含む）

　　　　　　　（単価　　　　　円（税込）×　　　枚）（作成費用の明細は、別紙のとおり）

３　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により安八町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、安八町議会議員及び安八町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例により安八町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が安八町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により安八町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

４　その他

　　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

　　この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

　　　年　　　月　　　日※契約は告示日前でも可能

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲（候補者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（※戸籍名。通称名は不可。）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　（業者等）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　印

**選挙運動用ポスター作成契約書**

収 入

印 紙

　（選挙候補者氏名、※戸籍名。通称名不可。）○○○（以下「甲」という。）と（業者等氏名又は名称）〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲が　　年　　月　　日執行（予定）の安八町　　　選挙の選挙運動のために使用する選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約する。

※候補者名は候補者届出と一致させる。

１　規格及び枚数等

　(1) 規　　格

　(2) 枚　　数　　　　　　　　　　枚

　(3) 納 期 限　　　　年　　月　　日

２　契約金額　　金　　　　　　　　　　　円（※消費税を含む）

　　　　　　　（単価　　　　　円（税込）×　　　枚）（作成費用の明細は、別紙のとおり）

３　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により安八町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、安八町議会議員及び安八町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例により安八町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が安八町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により安八町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

４　その他

　　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

　　この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

　　　年　　　月　　　日※契約は告示日前でも可能

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲（候補者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（※戸籍名。通称名は不可。）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　（業者等）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　印